

青森県農業経営基盤強化資金利子助成事業実施要領

平成 6 年 1 1 月 2 4 日制定

平成 1 4 年 1 2 月 2 4 日改正

平成 1 9 年 1 1 月 1 日改正

平成 2 1 年 4 月 3 0 日改正

平成 2 2 年 9 月 6 日改正

平成 2 3 年 5 月 6 日改正

平成 2 4 年 1 1 月 1 日改正

令和 3 年 9 月 7 日改正

(趣旨)

第 1 本県農業の担い手として、農業経営基盤強化促進法等に基づき認定を受けた農業経営改善計画等の達成のため、農業経営基盤強化資金の貸付けを受けて、経営規模の拡大及び経営改善に積極的に取り組み、効率的・安定的な農業経営を目指す認定農業者に対し、市町村が行う農業経営基盤強化資金利子助成事業に基づく利子の助成について、県は助成措置を講じ、もって当該認定農業者の育成・確保を図るものとする。

(定義)

第 2 この要領において「融資機関」とは、日本政策金融公庫、日本政策金融公庫と業務委託契約を締結している金融機関及び農業協同組合法（昭和 2 2 年法律第 1 3 2 号）第 1 0 条第 1 項第 2 号の事業を行い、かつ、農林中央金庫から日本政策金融公庫資金の交付及び償還元金の受領の事務を委任されている農業協同組合をいう。

ただし、日本政策金融公庫が資金を貸し付けた農業協同組合がその貸付けの目的に従い、同一条件で農業者に対し貸し付けた場合は、当該貸付け（以下「転貸」という。）を行う農業協同組合を融資機関とする。

(利子助成金の交付対象資金)

第 3 農業経営基盤強化資金利子助成事業により交付される助成金（以下「利子助成金」という。）の交付対象となる資金（以下「交付対象資金」という。）は、次のとおりとする。

- (1) 農業経営基盤強化資金（日本政策金融公庫法（平成 1 9 年法律第 5 7 号）別表第 5 第 1 号の 1 に規定する資金をいう。以下同じ。）又は農業経営基盤強化資金の貸付けを受けた農業協同組合が転貸を行う資金であって、平成 2 2 年 3 月 3 1 日までの間に日本政策金融公庫の貸付決定を受けたもの
- (2) 農業経営基盤強化資金又は農業経営基盤強化資金の貸付けを受けた農業協同組合が転貸を行

う資金であって、平成22年4月23日から平成23年3月31日までの間に日本政策金融公庫の貸付決定を受けたもののうち、農業経営基盤強化資金利子助成金等交付事業実施要綱（平成22年4月1日付け21経営第7205号農林水産事務次官依命通知）3の1に基づく利子助成金の交付事業の対象となる同実施要綱別表1（1）の資金

(3) 農業経営基盤強化資金又は農業経営基盤強化資金の貸付けを受けた農業協同組合が転貸を行う資金であって、平成23年4月1日から平成24年3月31日までの間に日本政策金融公庫の貸付決定を受けたもののうち、平成23年度農業経営基盤強化資金利子助成金等交付事業実施要綱（平成23年4月1日付け22経営第7269号農林水産事務次官依命通知）に基づく利子助成金の交付対象となる同実施要綱第3の1の利子助成金対象資金のうち同実施要綱別表1（1）の資金

(利子助成金の交付対象者)

第4 利子助成金の交付対象者は、交付対象資金を借り受けた者で、第5第3項の規定による市町村長の認定を受けた者とする。

(利子助成対象者の認定等)

第5 この事業による利子助成金の交付を希望する者は、青森県農業経営基盤強化資金利子助成対象者認定申請書（第1号様式-1。以下「認定申請書」という。）を交付対象資金の借入申込と同時に融資機関に提出するものとする。

ただし、融資機関が日本政策金融公庫の場合（以下「直貸」という。）は、原則として融資機関に借入申込書のみを提出する。

2 融資機関は、交付対象資金の貸付決定後速やかに認定申請書及び青森県農業経営基盤強化資金利子助成対象者借入状況報告書（第2号様式）を市町村長に提出するものとする。

直貸の場合は原則として借受者が、融資機関からの貸付決定受領後速やかに第1号様式-2を市町村長に提出するものとする。

3 市町村長は、前項の申請書等の提出を受けたときは内容を審査し、認定をしたときはその旨を申請者に対しては青森県農業経営基盤強化資金利子助成対象者認定書（第3号様式）により、融資機関に対しては青森県農業経営基盤強化資金利子助成対象者認定通知書（第4号様式）により通知し、認定しないことを決定したときはその旨を青森県農業経営基盤強化資金利子助成対象者不認定通知書（第5号様式）により申請者及び融資機関に通知するものとする。

ただし、直貸の場合は、原則として融資機関への通知は要さない。

4 市町村長は、前項の規定による認定の結果について、当該認定を行った月の翌月の20日ま

で、青森県農業経営基盤強化資金利子助成対象者認定報告書（第6号様式）により知事に報告するものとする。

（利子助成条件の変更等）

第6 融資機関（直貸の場合は原則として借受者）は、次の場合には、青森県農業経営基盤強化資金利子助成条件変更等報告書（第7号様式）により市町村長に報告するものとする。

- (1) 交付対象資金について、貸付条件を変更した場合（任意の繰上償還が行われた場合を含む。）
- (2) 交付対象資金について、貸付決定の取消又は繰上償還の請求を行った場合

2 市町村長は、前項の規定による報告を受けた場合は、報告を受けた月の翌月の20日までに、青森県農業経営基盤強化資金利子助成条件変更等報告書により知事に報告するものとする。

（県の補助）

第7 県は、知事が定めるところにより、予算の範囲内で、この要領により市町村が利子助成金を交付する場合における当該助成に要する経費の一部を補助するものとする。

（融資機関の事務処理等）

第8 利子助成対象者は、この事業による市町村長に対する利子助成金の交付申請、請求及び受領の事務（原則として直貸の場合を除く。）に係る権限について、融資機関に対し委任状（第8号様式）により委任して行うものとする。

直貸の場合は原則として利子助成対象者が、青森県農業経営基盤強化資金利子助成金受入口座届（第9号様式）を市町村長に提出するものとする。

2 融資機関（直貸の場合に限る。）は、市町村長に対し、毎年12月31日現在の農業経営基盤強化資金残高等確認書（様式任意）を速やかに提出するものとする。

3 融資機関は、この事業による利子助成金を第1項の規定により市町村から交付された場合には、速やかに利子助成対象者の預貯金口座に振り込むものとする。

直貸の場合は、利子助成金は、第1項後段の規定により原則として利子助成対象者から通知を受けた預貯金口座に市町村長が直接振り込むものとする。

4 融資機関（原則として直貸を除く。）は、前項前段の規定による振り込みを行った場合には、その旨を利子助成対象者及び市町村長に通知するものとする。

(利子助成の打切り等)

第9 市町村長は、次の事実が判明した場合は、利子助成金を打ち切るものとし、また、既に交付した利子助成金については、その事実が発生した日にさかのぼり、その返還を請求するものとする。

- (1) 利子助成対象者が利子助成の認定申請に際して虚偽その他不実の記載を行ったこと
- (2) 交付対象資金について、貸付決定の取消又は繰上償還の請求がなされたこと
- (3) その他この事業の目的に反すると認められる事実

2 市町村長は、利子助成金の交付期間内において、毎年12月31日現在で交付対象資金の元金又は利息の償還が延滞しているときは、同年に係る利子助成金の交付は行わないものとする。

(その他)

第10 この要領に定めるもののほか、この事業の実施について必要な事項については、知事が別に定めるものとする。

附 則 (平成6年11月24日青農経第678号)

- 1 この要領は、平成6年11月24日から施行する。
- 2 この要領の施行の日前に交付対象資金の貸付けを受けた者についても利子助成金の対象とするものとし、この場合においては、第5第1項の規定にかかわらず、この要領の施行後90日以内に認定申請書を融資機関に提出することができるものとする。

附 則 (平成14年12月24日青团経第919号)

- 1 この要領は、平成14年12月24日から施行する。

附 則 (平成19年11月1日青团経第411号)

- 1 この要領は、平成20年1月1日から施行する。

附 則 (平成21年4月30日青团経第78号)

- 1 この要領は、平成21年4月30日から施行する。

附 則 (平成22年8月27日青团経第297号)

- 1 この要領は、平成22年9月6日から施行する。

附 則（平成 23 年 5 月 6 日青団経第 93 号）

- 1 この要領は、平成 23 年 5 月 6 日から施行する。

附 則（平成 24 年 11 月 1 日青団経第 354 号）

- 1 この要領は、平成 24 年 11 月 1 日から施行する。

附 則（令和 3 年 9 月 7 日青団経第 223 号）

- 1 この要領は、令和 3 年 9 月 7 日から施行する。